

省 令

○農林省令第七十九号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十六条の二第一項及び第十六条の三第一項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和四十八年十二月十九日

農林大臣 倉石 忠雄

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の三第一項第二号中「沖縄群島」を「沖水良部島、与論島、沖縄群島」に改める。

第三十五条の五第一項中「及びくだものどけいそう」を「くだものどけいそう、ネットメロン及びびんげんまめ」に改める。

別表二の一の項の地域の欄中「沖縄群島」を「沖水良部島、与論島、沖縄群島」に改め、同項の植物の欄中「及びかぼちや」を「かぼちや、ネットメロン及びびんげんまめ」に改め、同表の三の項の地域の欄中「奄美群島」の下に「（沖水良部島及び与論島を除く）」を加える。

別表三中	パバイヤの生果実	エチレンダイブ ロマイドくん蒸	エチレンダイブ ロマイドくん蒸	エチレンダイブ ロマイドくん蒸	エチレンダイブ ロマイドくん蒸	二〇〜三〇度	二時間
------	----------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------	-----

を	ネットメロン及びびんげんまめの生果実	エチレンダイブ ロマイドくん蒸	エチレンダイブ ロマイドくん蒸	エチレンダイブ ロマイドくん蒸	エチレンダイブ ロマイドくん蒸	十九〜二十五度	二時間
---	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	---------	-----

同表の備考の欄中5の項を7の項とし、4の項を6の項とし、3の項を5の項とし、2の項の次に次の二項を加える。

3 ネットメロンの生果実のエチレンダイブロマイドくん蒸は、くん蒸庫一立方メートル当たり八

〇キログラム以下の生果実の量のものについて行う。

4 いんげんまめの生果実のエチレンダイブロマイドくん蒸は、くん蒸庫一立方メートル当たり一

〇キログラム以下の生果実の量のものについて行う。

別表四の二の項の地域の欄中「沖縄群島」を「沖水良部島、与論島、沖縄群島」に改め、同項の植物の欄中「及びかぼちや」を「かぼちや及びネットメロン」に改め、「びんげんまめ」を削る。

別表五の二の項の地域の欄中「沖縄群島」を「沖水良部島、与論島、沖縄群島」に改める。

附 則  
この省令は、昭和四十九年一月一日から施行する。

に改め、